

給食調理業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要綱

社会福祉法人壮幸会 特別養護老人ホーム雅 における給食委託業者をプロポーザル方式にて選定するに際し、その条件等について下記のとおり規定する。

1. 業務委託

(1) 業務委託の内容

特別養護老人ホーム雅の給食業務全般

・入居者の朝食、昼食、夕食、おやつ

同施設、勤務職員の昼食

・希望者のみ

同施設、入居者家族の食事

・行事、宿泊希望者等による

(2) 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日

2. 参加資格

以下の全ての要件を満たしていなければならない。

- (ア) 食品衛生法第21条の規定による営業の許可を受けていること。
- (イ) 平成27年・28年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「給食」で受注希望業務「病院給食、給食その他」に登載され、引き続き同種目で、埼玉県競争入札参加資格審査の申請をしていること。
- (ウ) 埼玉県内の特別養護老人ホームにおいて3年以上の給食業務に関わった実績があること。
- (エ) 埼玉県内に契約締結権限のある本店または支店を有すること。
- (オ) 過去3年以内に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (カ) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

3. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルは、以下の日程により実施する。なお、やむを得ずスケジュールを変更する場合は、その旨をすべての参加業者へ連絡することとする。

11月5日	本要綱の交付開始 応募申込および質問書の受付開始
11月9日	応募申込および質問書の受付締切（午後5時00分）
11月10日	当法人よりすべての参加業者へ質問書の内容に対する回答書の送付（メールにて） なお、参加資格が認められない業者については、同日までにその旨を通知する
11月11日	プレゼンテーションおよび試食の実施 即日、合否結果を通知
12月上旬	選定業者と業務委託契約の締結

4. 審査方法

(1) 審査基準

当法人で定めた以下の評価基準に基づき、総合的に審査する。
但し、各評価項目に対する評点の取扱い等については、公表しない。

業務運営についての評価	企画提案書およびプレゼンテーションの内容に対する評価
見積金額についての評価	見積書の金額に対する評価
試食による評価	試食（味等）に対する評価

(2) 審査委員会

評価の妥当性・公平性を確保する観点より、以下の構成員により審査委員会を組織し、審査を実施する。

法人代表	社会福祉法人壮幸会 理事長
	社会福祉法人壮幸会 理事
専門職	社会医療法人壮幸会 栄養士
外部専門家	行田総合病院 管理局長
	経営顧問

5. 提出書類

(1) 応募の申込み

応募の申込みをする際は、以下の書類を提出することとする。なお、提出の方法は、当法人へ持参もしくは郵送とする。

応募申込書

「2. 参加資格」に規定する参加資格を証明する書類

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの当日に提出する資料は以下のとおりとする。
企画提案書（書式自由にて、後述の内容について記載すること）

見積書

企画提案書は【8部】、見積書は【2部】を用意すること。

6. 企画提案の内容

[企画提案書]

企画提案書については以下の項目についてわかりやすく作成すること。

会社概要・過去の業務実績（福祉施設等の給食業務についての実績）

特別養護老人ホームの給食に関する基本的な考え方について

献立についての考え方（1ヵ月分の参考献立）

利用者の満足度を高める方策について（季節行事への取り組み等）

個別対応食について

災害時の対応について

衛生管理体制

職員配置について（職員構成・勤務表案、欠員時における対応策など）

施設職員（栄養士、介護員等）との連携を高めるための取り組み

その他、貴社の特徴、アピールする点

[見積書]

単価方式により、月額委託料がわかるように作成することとする。(書式は任意とする)

7 . プレゼンテーションおよび試食について

プレゼンテーションおよび試食の実施に係る概要は以下のとおりとする。

なお、プレゼンテーションの開始時刻・場所、試食の献立などに関する詳細は、【平成27年11月10日】までに、当法人からすべての参加業者へ通知する。

プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none">・説明時間は15分以内とする・持参した「企画提案書」および「見積書」に沿って説明することとする・プロジェクター等の器具の持ち込み、使用は認めないこととする・審査委員から質疑に対し、その場で対応することとする
試食	<ul style="list-style-type: none">・審査委員全5名分の食事を用意する・調理設備・機器の持ち込み、使用は認めないため、予め用意された料理をその場で取り分け、提供することとする

8 . 質疑応答

質問方法

質問は電子メール (miyabi@gyoda-hp.or.jp) にて行うこと。

受付期限

平成27年11月9日 (月) 午後5時まで

回答方法

電子メールにて回答する。なお事業者選定の公平性に係る質問については回答しないことがある。

質問の回答期限

平成27年11月10日 (火)

9 . 本件に関する問い合わせ先

社会福祉法人壮幸会 特別養護老人ホーム 雅 開設準備室

担 当 清水、久留

住 所 埼玉県行田市持田 3 7 6 番地

電 話 048-552-1122

F A X 048-552-1116

メール miyabi@gyoda-hp.or.jp

(お問い合わせは電話・FAX にてお願いします。)

1 0 . その他

提案に要する費用はすべて提案者の負担とする。